

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法
根拠条項	第83条第1項、第2項
処分の概要	業務及び財産の管理を命ずる処分
法令の定め	<p>農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年7月16日法律第53号)</p> <p>第83条 都道府県知事(この項に規定する処分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項、第4項(次条第2項において準用する場合を含む。)第5項、同条第1項、第85条第2項から第4項まで、第87条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)第88条、第92条第1項及び第96条において同じ。)は、農水産業協同組合がその財産をもって債務を完済することができないと認める場合又は農水産業協同組合がその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合であって、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)をすることができる。</p> <p>一 当該農水産業協同組合の業務(第2条第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる者にあつては、信用事業に係るものに限る。次号において同じ。)の運営が著しく不適切であること。</p> <p>二 当該農水産業協同組合について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該農水産業協同組合が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。</p> <p>2 都道府県知事は、農水産業協同組合からその財産をもって債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認める旨の申し出があつた場合において、当該事態が生じるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をすることができる。</p>
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujiourei.html)